

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【内山処分場】(令和 4年 1月度)

対象期間：令和 4年 1月 1日 ~ 令和 4年 1月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量【規12条の7のニ 8イ、規12条の7の5 7イ】

種類	数量(単位)
燃え殻	(/月)
汚泥	(/月)
廃油(タールピッチ類に限る)	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	(/月)
木くず	(/月)
繊維くず	(/月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉱さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他()	(/月)

残余容量(年度末時点)【規12条の7の2、8リ、規12条の7の5 7リ】

測定年月日	平成 年 月 日
測定結果	0m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)【規12条の7の2、8ニ及びホ、規12条の7の5 7ニ及】

採取日	地下水		放流水
	令和3年4月22日	令和3年4月22日	令和3年4月22日
採取場所			
検査結果が得られた日	令和3年5月11日	令和3年5月11日	令和3年5月11日
検査項目			
検査結果が得られた日			
異常の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

水質検査の実施状況と措置(月1回)【規12条の7の2、8ニ及びホ、規12条の7の5 7

採取日	地下水		放流水
	令和4年1月19日	令和4年1月19日	令和4年1月19日
採取場所	観測井戸 上流	観測井戸 下流	
検査結果が得られた日	令和4年1月27日	令和4年1月27日	令和4年1月27日
電気伝導率※2	17	21	
塩化物イオン※2	-	-	
水素イオン濃度			7.6 (5.8~8.6)
生物化学的酸素要求量			0.5未満 (60)
化学的酸素要求量			4.4 (90)
浮遊物質			1.0未満 (60)
窒素含有量			5.8 (120)
異常の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

施設の点検【規12条の7の2、8ロ、ハ、ヘ、ト、及びチ、規12条の7の5 7ロ、ハ、ヘ、ト、及びチ】

点検日	地滑り防止 沈下防止	立て札	囲い	地下水集排設備
	令和4年1月19日	令和4年1月19日	令和4年1月19日	令和4年1月19日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	保有水等排水設備	浸出水処理設備	調整池	
点検日	令和4年1月19日	令和4年1月19日	令和4年1月19日	
異常の有無	有・無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

※1 異常が認められた場合のみ記入する事。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

水質検査結果[管理型]

採取日: 令和3年4月22日
報告日: 令和3年5月11日

採取日: 令和3年4月22日
報告日: 令和3年5月11日

地下水				
	単位	基準値	地下水 (上流)	地下水 (下流)
1	アルキル水銀	mg/L	不検出	検出せず
2	総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満
3	カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
4	鉛	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
5	六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.02 未満
6	砒素	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
7	全シアン	mg/L	不検出	検出せず
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	不検出	検出せず
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.0005 未満
11	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
12	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満
15	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.0005 未満
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
19	チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
20	シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
22	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
23	セレン	mg/L	0.01 以下	0.002 未満
24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満
25	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
26	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L 以下	0.059 pg-TEQ/L

ダイオキシン類の測定 採取日: 令和3年4月22日
報告日: 令和3年5月17日

放流水			
	単位	基準値	処理水 (放流水)
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
5	有機燐化合物	mg/L	1 以下
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
8	シアン化合物	mg/L	1 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
13	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下
16	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
20	チウラム	mg/L	0.06 以下
21	シマジン	mg/L	0.03 以下
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
23	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
23	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
26	ホウ素及びその化合物	mg/L	50 以下
27	フッ素及びその化合物	mg/L	15 以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下
29	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5 以下
30	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30 以下
31	フェノール類含有量	mg/L	5 以下
32	銅含有量	mg/L	3 以下
33	亜鉛含有量	mg/L	2 以下
34	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
35	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
36	クロム含有量	mg/L	2 以下
37	大腸菌群数(1cm ³)	個/cm ³	3000 以下
38	燐含有量	mg/L	16 以下
39	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L 以下

ダイオキシン類の測定 採取日: 令和2年4月22日
報告日: 令和2年5月17日